

「お試し移住リモートワーク事業」実施業務委託に係る 企画提案競技実施要領

1 事業の目的

本県への移住を検討している方に、本県でリモートワークを実施してもらい、滞在期間中に本県の魅力を体感してもらうことで関係人口を創出し、将来の移住に繋げるなど、都市部から本県への人の流れを創出する。

2 委託業務の内容

次の(1)から(5)までの業務について委託する。

(1) リモートワーク実施可能施設の情報集約

リモートワーク可能な通信環境を有する施設（コワーキングスペースや宿泊施設）の情報を集約し、参加者希望者が実施場所を選択するためのチラシ等を作成すること。

(2) 参加希望者の申込み受付・各種調整

参加希望者からの申込みを受け付け、参加決定者との受入日程や参加レポートに係る調整を行うとともに、受入期間中に本県の魅力を体験してもらうプログラムを実施してもらうため、リモートワーク施設又は宿泊施設と調整を行うこと。（本県の魅力体験プログラムを実施するリモートワーク施設又は宿泊施設に対しては、本人及び随行家族1人当たり5千円を助成すること。）

(3) 参加レポートのとりまとめ

参加者から実施期間中のアンケートやレポートをとりまとめること。なお、参加レポートの様式については別途県で作成する。

なお、提出されたレポートや写真については、県の情報発信に活用する旨了解を得た上でとりまとめること。

(4) 謝金の支払い

上記(3)の参加レポートを提出した参加者に対し、参加者本人5万円、随行家族がいる場合は家族1人当たり2万円を支給すること。なお、支給する際には源泉徴収した上で支払うこと。

(5) 事業完了報告書の作成

事業終了後、速やかに次の報告書を作成し提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 参加者の属性（性別・年齢・職業等）
- ⑤ 魅力体験プログラムの内容及び実績
- ⑥ アンケート結果
- ⑦ 収支報告 等

※ なお、本事業により新たに製作した制作物の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎

県はこれらを無償で自由に二次利用できるものとする。

3 実施期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

4 委託料

2,082千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 委託業務に係る全ての経費を含む。

※ 参加者本人10名、随行家族20名の参加者受入を想定した金額であり、これを下回る場合等は減額することがある。

※ 備品の購入など、団体の財産取得となる経費は原則として認めない。

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 県内に主たる事業所又は従たる事務所のある法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 国、県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 企画提案競技スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 実施公告 | 令和3年4月23日（金）頃 |
| (2) 参加申込期限 | 令和3年4月30日（金） |
| (3) 質問受付期限 | 令和3年5月7日（金） |
| (4) 企画書提出期限 | 令和3年5月14日（金） |
| (5) 審査結果通知 | 令和3年5月21日（金）頃 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加の意思表示

参加される場合は、別紙「参加申込書」により申込みをしてください。

- ① 提出期限 令和3年4月30日（金）午後5時まで
- ② 提出先 下記連絡先
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ

※「誓約書」「課税事業者届出書」「会社概要」の提出もお願いします。

原本は企画書等の提出の際に併せて提出すること。

(2) 企画書等の提出

① 提出書類等（各6部）

ア 企画提案書（各社の提案は、1社1案まで）

※A4版で1冊にまとめてください。

イ 費用見積書

費用内訳を記載してください。金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事河野俊嗣」、業務内容は「お試し移住リモートワーク事業委託業務」とします。

ウ「誓約書」「課税事業者届出書」「会社概要」（「参加申込書」提出時の原本）

② 提出期限等

ア 提出期限

令和3年5月14日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1（県庁本館3階）

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

移住・定住推進担当（担当者：峰）

電話 0985-26-7922

ウ 提出方法

持参又は郵送

(3) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、次の各項目について審査を行い、順位点の合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定します。

（審査基準）

- ① リモートワーク実施可能施設の情報集約

情報集約について、短期間で効率的に集約し、チラシを作成するまでの具体的な方法やスケジュールが企画提案されているか。

② 参加希望者の申込み受付や謝金支払・各種調整

参加希望者の申込み受付方法や受入までの関係機関との調整、レポート等のとりまとめ、謝金の支払いなど、一連の作業を実施する上で、適切に実施するための企画が提案されているか。

③ 事業実施体制、実績等

適切に事業を実施できる体制を構築しているか。また、これまで類似事業の実績を有しているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、令和3年5月21日（金）頃を目途に、採択・不採択にかかわらず通知します。

(5) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

(1) この企画提案競技に係る説明会は、開催いたしません。

企画提案競技に関する質問は、質問票により下記連絡先までFAX又は電子メールにてお願いします。

担	当	宮崎県 総合政策部 中山間・地域政策課 移住・定住推進担当 峰
F A X		0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 5 3
電子メール		mine-daisuke1@pref.miyazaki.lg.jp

※いただいた質問のうち、すべての応募者に周知の必要があると判断されるものについては、メール又は県庁ホームページ等でお知らせします。

(2) 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とします。

- (3) 提出書類については返却しませんので、御注意ください。
- (4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合があります。
- (5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとします。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性があります。